

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心して子どもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

保育施設の整備	地域需要に応じて、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員等の保育施設の整備を進めます。また、保育施設の改修や設備の拡充を行います。
多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。また、一時保育事業の拡充等により、在宅で子育てを行う保護者を支援します。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)						
<ul style="list-style-type: none"> 大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心として、0歳から5歳までの乳幼児人口が毎年増加していることと、共働き世帯の増加などにより保育所への入所希望者は毎年増加している。 保育施設の充実を図るために、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。都はこれに基づき、待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備を促進するための補助制度を創設した(平成21-24年度)。 都営住宅に併設する保育園を中心に老朽化が進み、耐震工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 国は地域主権改革一括法にて児童福祉法を改正し、東京都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について、独自の基準を規定し緩和した。 平成24年4月、国は子ども・子育て家庭を社会全体で支える子ども・子育て新システム関連法案を通常国会に提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊洲地区を中心にして乳幼児人口の増加が続くと見込まれる。また、マンション新築に伴う子育て世代の流入により、保育施設に対する需要は、今後も増加するものと推定される。 保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。 子ども・子育て新システム関連法案が成立した場合、新制度に基づいた本区の対応を検討する必要がある。 						
	江東区人口推計	22年(実績)	23年(実績)	24年(実績)	25年	26年	増減見込み(26年/22年)
	区全体	466,724	472,429	476,523	482,995	489,871	105.0%
	うち0-5歳	25,210	25,865	26,226	27,371	28,271	112.1%

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 保育施設への入所希望児童数は、平成19年度の6,829人から平成24年度の9,502人と、この5年間で2,673人(39.1%)増加しており、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 これまで通常保育では対応できない保護者に対して延長保育や産休明け保育を提供するとともに、一時保育や病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育等多様な保育サービスの充実を図ってきたところであるが、これまで以上に区民の生活環境やニーズに合わせた手軽で利用しやすい保育サービスの提供や実施しているサービスの拡充などが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 共働き世帯の増加が依然続いており、さらに保育需要は増加すると予測される。また、就労形態の多様化に伴い、延長保育や病児・病後児保育、さらに在宅での子育てを支援するための一時保育などの多様な保育サービスの拡充が求められる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
25 保育所待機児童数	人	312 (21年4月)	351	273	253			0	保育課
26 一時保育の利用者数	人	10,010 (20年度)	13,870	18,001				29,000	保育課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	19,861,177千円	17,668,889千円	19,598,919千円	0千円
事業費	13,126,002千円	11,410,992千円	13,191,775千円	
人件費	6,735,175千円	6,257,897千円	6,407,144千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<p>区では認可・認証保育所の新設や既存施設の定員増などにより、平成19年度から平成23年度の5年間に3,149人（6,495人 9,644人）の保育施設定員拡大を図ったところであり、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。待機児童は、平成24年4月現在253名を数えており、この解消を図る必要がある。待機児童の分布を見ると、0歳～2歳が237名と全体の93.7%を占めている。特に1歳児が130名と全体の51.4%を占めているため、この需要に対応する必要がある。認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見られる。認証保育所の定員1,907人に対して入所者が1,701名にとどまっており、206名の空きがある（入所率89.2%）。待機児童の解消に向け、ここに待機児童を誘導する必要がある。多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスをさらに充実・提供していく必要がある。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所及び認証保育所を効果的に整備し、長期計画の前期中間中に待機児童を解消する。認証保育所の入所者数を増やすために、施設の有効活用及び待機児童解消につなげる方法を検討する。区立保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせた、きめ細かい保育サービスの提供を続けていく。</p>

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 6 保育サービスの充実

主管部長(課) こども未来部長(こども政策課)
関係部長(課) こども未来部長(保育課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

- ・保育施設の整備・改修については、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、サービスの質の向上に取り組む。【こども未来部】
- ・特に需要の高い歳児保育への対応策を検討する。【こども未来部】
- ・保育施設に対する今後の需要変動について分析し、対応策を検討する。【こども未来部】
- ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、的確なサービス構成、サービス量となるように努めるとともに、民間活力の積極的な活用を図る。【こども未来部】
- ・保育料について、適正な受益者負担の観点を踏まえた見直しを検討する。【こども未来部】

【平成23年度】

- ・保育施設の整備・改修については、需要変動や国・都における制度改正等を注視しつつ、長期計画に掲げた整備・改修計画を再検証するとともに、サービスの質の向上に取り組む。【こども未来部】
- ・保育施設に対する今後の需要変動について分析し、対応策を検討する。特に認証保育所の入所率向上のための新たな取り組みを検討する。【こども未来部】
- ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、的確なサービス構成、サービス量となるように努めるとともに、民間活力の積極的な活用を図る。【こども未来部】
- ・保育料について、適正な受益者負担の観点を踏まえた見直しを検討する。【こども未来部】

これまでの取り組み状況

保育施設の整備について

取り組み 平成23年度に認可保育所1園、認証保育所5園を整備し、338人の定員増を図った。また、低年齢児の需要に対応した認証保育所の事業者募集では、地域により適当な物件がなく応募できない事例も多いことから、公募時に送迎バスを利用した施設整備を提案させる取り組みを行った。

【新たな取り組みを行った事業】

【見直した事業】

保育施設の改修について

取り組み 平成23年度に塩崎保育園で改築工事、東砂保育園で改修工事を実施し、小名木川・東砂第二・東陽保育園で実施設計を行った。また、東京都都市整備局に対し、都営住宅併設園の耐震補強工事の早期着手を要請し、6施設(東雲・東陽・大島第五・南砂第一・豊洲・北砂)の計画の前倒しを行うこととなった。

【新たな取り組みを行った事業】

【見直した事業】

1歳児保育への対応策の検討について		
取 り 組 み	0歳～2歳児の定員を全体定員の半分以上とする認証保育所の整備を、1歳児の待機児童の多い地域を中心に行っている。認証保育所の整備事業者を募集する際に、1歳児の定員を多く設定するよう募集要領に明示し誘導を図っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
保育施設に対する今後の需要変動の分析と対応策について		
取 り 組 み	毎年、地区・年齢別の保育需要の変動を見込み、長期計画に基づき認証保育所の整備を行っている。本年度も需要変動を分析し、需要のある地域で認証保育所を整備する。なお、平成24年度は区全体で10園の認証保育所を整備する計画である。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
認証保育所の入所率向上のための新たな取り組み		
取 り 組 み	各認証保育所に積極的なPR活動を行うよう促すと共に、認可保育所の一斉申込の際、会場で各認証保育所のパンフレットを配布した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
保育サービスの適切な提供と民間活力の積極的な活用について		
取 り 組 み	非定型一時保育事業については平成24年4月大島地区の私立保育所「花と鳥保育園」で事業を開始したことで区内15園での実施となり、城東・深川地区で均衡のとれた配置となった。病後児保育事業は平成24年度中に新砂・大島で2施設が新たに事業開始することで区内4施設となり、大島の施設では区内初の病児・病後児保育を実施する。民間活力の活用では、平成22年度からNPO法人が運営するグループ保育型家庭的保育室(おうち保育園)を現在、東雲・豊洲の2施設で事業を実施している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	グループ保育型家庭的保育室運営費補助事業	病児・病後児保育事業
保育料の見直しについて		
取 り 組 み	保育料については「江東区保育所保育料検討委員会」を設置し、3年に一度、見直しを行っている。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

1 施策が目指す江東区の姿
 地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み

児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、地域住民や団体が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成18年5月に区としての児童虐待窓口を設置し、平成19年3月には、江東区要保護児童対策地域協議会を設置した。</p> <p>平成21年9月、東京都が定めた「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」により、都の児童相談所と区市町村の円滑な連絡・調整の基本的なあり方が示され、都区の連携を進める基礎となっている。</p> <p>平成22年に近隣区で児童虐待による死亡事件が発生したことなどから、区民の関心や関係者の危機感が高まっている一方、近隣や近親者相互の人間関係の希薄化もあり、社会全体でこどもを育てていく必要性が高まっている。</p> <p>国及び地方公共団体の家庭教育支援施策については、教育基本法において、第10条第2項「国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」として規定されている。さらに平成20年7月教育振興基本計画に特に重点的に取り組むべき事項として「家庭教育支援」が位置づけられた。</p> <p>臨海地域における高層マンション建設の急増により、子育て支援諸施策の対象となる世帯が急増している。豊洲地区では、児童虐待の通告件数も急増しており、その規模は既存の町会、民生・児童委員など地域コミュニティの支援力を超えたものとなっている。</p>	<p>児童虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的なりスクが複雑にからみ合っていると捉えられているが、相談窓口や通告に関する普及啓発の効果もあり、当面、相談対応件数の増加傾向が続くものと見込まれる。児童虐待への対応については、一義的対応を行う区市町村への期待が高まるものと考えられる。また、社会的関心を背景に、関係機関との連携も一層推進されることが期待される。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続き、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭、孤立し多様な困難を抱える家庭が増加する。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p>

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>江東区における児童虐待相談対応件数は、平成19年度には358件であったが、平成23年度には405件となり、増加傾向にある。緊急対応を要する身体的虐待もあるが、児童虐待の多くは、施設保護に至らない要支援ケースであり、重症化や再発の防止に向けて、地域において関係機関が連携して支援していく必要がある。</p> <p>家庭教育学級事業への参加者は、平成19年度1,210人、平成20年度1,745人、平成23年度2,413人と拡大している。これは、幼稚園・小中学校に加え、保育園の保護者も対象としたこと、学校段階別に学習機会を拡大していることによる。</p> <p>初婚年齢の高齢化、第1子出産年齢の高齢化、就業率の向上などにより学習者の学習ニーズは多様化、個別具体化している。</p>	<p>こどもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待に対し、虐待の状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童相談所等との連携を強化するとともに、対応力の一層の強化充実が必要となる。また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上や生活環境の改善に向けた支援が求められる。</p> <p>各保育施設・教育機関は、こどもの日常の変化を身近に感じられる重要な場所であり、安全を守るための場所でもある。虐待を未然に防ぐためにも、区や関係機関との協力体制の確立が強く求められる。</p> <p>子をもつ親をとりまく情報環境は多様になっているがインターネット情報には不確実なものも多い。こどもの成長・発達に関する確かな理解や、スキル、基礎的生活習慣が身につく学習機会が必要となっている。</p>

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	担当課
42 児童虐待相談対応件数（年間）	件	415 (20年度)	437	405				—	子育て支援課
43 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	38.9	43.8	47.2				70	子育て支援課
44 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数（累計）	人	1,745 (20年度)	2,063	2,413				12,215	庶務課

5 施策コストの状況

	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	69,097千円	60,825千円	106,359千円	
事業費	32,817千円	26,956千円	34,715千円	
人件費	36,280千円	33,869千円	71,644千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数も増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年に虐待防止のための関係機関連携マニュアルを作成、更に平成21年には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会の協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。また、平成23年度からは子育てスタート支援事業及びこども家庭支援士訪問事業を開始したところである。児童虐待への専門的な対応力を向上させるとともに、虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実、要支援家庭への適切な援助と見守りについても、地域ネットワークの強化を目指した取り組みが必要である。

都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談対応や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会による関係者間の連携を強化し、虐待予防の取り組みを強化する。養育の困難な家庭に対しては、相談や支援、こどもショートステイ事業などを有効に活用して、虐待の未然防止に取り組んでいく。

また、児童虐待・養育困難への対応として、要支援家庭に対し、関係機関が連携して、適切なケア・支援を行い、再発防止や家族関係の修復ための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。

具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、こども家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある方を、訪問型こども家庭支援士として養成し、定期的継続的な支援士の訪問により、要保護家庭のこどもへの様々な生活支援を、こどもの暮らす家庭や地域で展開し、地域での子育て、見守り機能の強化を図っていく。

また、地域・家庭における教育力の向上を図るためには、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことが重要である。区立幼稚園・小学校・中学校PTAを対象とした家庭教育学級に、私立幼稚園・公立保育園父母の会を加える。家庭教育学級を、PTA等地域教育力の主体となる団体と協働展開し、地域の子育て経験者など、地域人材の積極的な活用を図っていく。また、教育関係機関と連携し、訪問型家庭教育支援事業を展開する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策

11

地域ぐるみの子育て家庭
への支援

主管部長(課) こども未来部長(子育て支援課)
関係部長(課) 福祉部長(障害者支援課)、こども未
来部長(保育課)、教育委員会事務局
次長(庶務課、学務課、放課後支援
課)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・児童虐待防止対策について、地域や関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を取れる体制づくりに取り組む。【こども未来部】
・地域・家庭における教育力の向上について、対象者と目指す効果が不明確である。教育力とは何かについて明らかにするとともに、区による取り組みが必要と考えられる対象者と事業内容の妥当性について再検討する。【教育委員会事務局】
・地域・家庭教育に関する取り組みについては、目的・効果を精査し、他事業との重複についても考慮した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【教育委員会事務局】

【平成23年度】

・児童虐待への対応については、南砂子ども家庭支援センターと区役所との役割分担を明確化するとともに、地域や関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を取れる体制づくりに取り組む。【こども未来部】
・地域・家庭における教育力の向上について、教育力とは何かについて明らかにするとともに、区による取り組みが必要な対象者に向けた事業を効果的・効率的に実施する。【教育委員会事務局】

これまでの取り組み状況		
児童虐待防止の推進について		
取 り 組 み	<p>南砂子ども家庭支援センターが子育て支援サービスの調整と虐待ホットラインによる虐待通告の一次的窓口及びケースワークを担い、区の要保護支援担当が要保護支援対策協議会の調整機関としての役割を担いつつ個々の相談への対応とケースワークを行うとともに支援センターにおけるケースワークを総括している。また、平成24年度より双方を専用のオンラインネットワークで結び、双方のケースを一元管理することで、迅速かつ組織的で高いセキュリティ下での対応力向上を図っている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	児童虐待対応事業	
地域・家庭における教育力の向上に向けた区の取り組みについて		
取 り 組 み	<p>児童虐待発生の背景には家庭や親、地域の教育・養育機能不全がある。こどもを愛情を持って見守り、食べさせ、安全で心安らぐ環境の中で、育てる力が親の教育力の基本である。しかし、こどもを持つまで、多くの親たちは親の役割やこどもの成長・発達について正しい認識、情報を得、親としてしなければならないこと、してはいけないことを学ぶ機会を持たない。これを学ぶことが家庭教育学級事業の目的である。</p> <p>区では、こどもの発達段階別、学校段階別の親を対象に、こどもの成長についての正しい認識の獲得、虐待の防止、親の役割の確認、公的な制度・機関への理解浸透、仲間・相談者の獲得、自主グループのたちあげの支援を実施している。</p> <p>こうした取り組みの効果として、教育や保育の専門家からのみではなく、同じように子育てをしている仲間との関係のなかから自身の子育てを客観的に振り返ることができ、自らの教育力の不足を補う姿が見られるようになっている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	家庭教育学級事業	家庭教育学級事業
地域・家庭教育に関する既存事業の整理・見直しについて		
取 り 組 み	<p>事業の見直しとして、平成22年度に幼児をもつ親の自主グループ交流会を廃止、平成23年度に社会教育指導員の雇用を見送り、一時保育の委託を行った。</p> <p>一方、新たな取り組みとして、小・中学生の親の家庭教育学級の開設、保護者の自主企画による地区家庭教育学級開設対象枠の拡大(区立幼稚園・小中学校PTAに区立保育園と私立幼稚園父母の会を加えた)、地区家庭教育学級の一時保育の拡大(保育事業者に委託実施)を行った。さらに区内NPO、子育て支援団体、民生委員との協働、児童館、男女共同参画推進センター、みずべとの連携を進めている。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	家庭教育学級事業	家庭教育学級事業
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

施策 24 保健・医療施策の充実

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

<p>保健・医療施設の整備・充実と連携の促進</p>	<p>保健・医療施設の不足及び地域的偏在などを是正するため、人口の増加に伴う医療需要の増大が著しい南部地域において総合病院の整備に取り組むとともに、保健相談所の拡充を図ります。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、医師会や医療機関との連携を促進し、地域における保健・医療システムの整備に努めます。併せて、救急医療、産科・小児科医療及び休日・夜間診療などの充実に取り組みます。</p>
<p>母子保健の充実</p>	<p>保健サービスの周知、個別支援、虐待予防、包括的なデータ管理、関係機関の連携強化等により、妊娠・出産・育児のリスクを減らし、疾病や障害を予防するシステムを構築します。また、新生児訪問を確実に実施するほか、乳幼児健診や発達に関する専門相談、母子の孤立防止へ向けた相談体制などの充実に取り組み、妊娠からの一貫した母子保健施策を推進します。</p>

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の急速な開発に伴い人口が急増している。 ・全国的な傾向として、産科医、小児科医が不足している。 ・区内における分娩可能な有床診療所は4箇所しかなく、また、ハイリスク出産等に対応できる病院は存しない。 ・区部7つの二次医療圏のうち、10万人当たりの病床数は区東部が最下位である。 ・歯科保健推進事業の一環として、平成21年度より8020達成者表彰を開始した。 ・平成21年度からBCGを個別接種に変更したことにより、4ヶ月健診を2日制から1日制に変更し、健診回数が増え、受診しやすい体制にした。 ・平成23年度から、妊婦健診におけるヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)抗体検査費の助成を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口急増に比して不足する医療資源は、「女性と子どもにやさしい」総合病院の新規開設及び一次医療機関との地域医療連携により安定したものとなる。 ・乳幼児数は特に人口増の続く南部地域において増加傾向のまま推移する。孤立し子育てをしている若年世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、効率的な保健医療施策が望まれる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の人口の急増に見合った医療提供施設(病院等)の整備が求められている。特に若年世帯の流入により、周産期医療や小児医療への対応が求められている。 ・区民は受けた医療や治療の内容について、相談できる窓口を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携の拠点病院である総合病院の新規開設は、区民の安心感を向上させ定住志向を高めるとともに、医療ニーズの量から質への転換を促している。 ・今後とも医療相談窓口へ寄せられる相談内容の多様化が予想される。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
87	安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	63.2	68.1	67.7				70	健康 推進課
88	乳児（4か月児）健診受診率	%	96.7 (20年度)	92.9	92.6				98	保健 予防課

5 施策コストの状況				
	23年度予算	23年度決算(速報値)	24年度予算	25年度予算
トータルコスト	3,850,694千円	3,742,629千円	3,766,338千円	0千円
事業費	3,281,113千円	3,213,771千円	3,234,349千円	
人件費	569,581千円	528,858千円	531,989千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人昭和大学と事業協定を締結。22年12月に実施設計が終了し、23年6月に工事着工。 ・病院建築設計の内容等について、22年度に第三者評価を実施し、全体として合理的な計画との評価を得た。 ・豊洲5丁目地区で予定される他の工事との調整が必要（地元住民、東京都港湾局、区土木部、教育委員会他）。 ・22年6月に(仮称)昭和大学新豊洲病院整備運営協議会を設置。地域医療連携等を含め、引き続き、医師会等との協議や報告を行なっていく。 ・財政支援として、建設費の1/2について、23年度からの3ヵ年で補助金支出を予定（最大75億円）。23年度は25億円を支出。 <p>乳児健診は疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割は大きい。</p> <p>新生児・産婦訪問指導事業については、エジンバラ産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義は大きい。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療及び小児医療をはじめ、二次救急医療の提供や災害拠点病院として、平成26年3月の開院を目指す。 ・地域医療連携の構築に向け、周産期・小児医療に係る妊娠・出産育児・子育て分野での庁内「医療・保健・福祉」部門との連携を前提に、東京都の関係部署や医師会等関係機関との連絡・調整・協議を進めていく。 <p>南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の効率的な事業運営を図る。</p> <p>医療相談窓口の人材確保と職員の資質向上により、区民の要望に適切に対応していく。</p> <p>妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦、新生児、乳児健診等の健診結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防等に取り組んでいく。</p>	

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 24 保健・医療施策の充実

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
関係部長(課) 健康部長(保健予防課、生活衛生課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

行政評価(二次評価)結果

【平成22年度】

・南部地域における総合病院の整備については、平成25年度中の開院に向け、引き続き関係機関と緊密に連携しながら事業を進める。【健康部】
・総合病院と地域の医療機関との連携に関する体制づくりについて検討する。【健康部】
・母子保健施策については、関係機関との連携を緊密にし、疾病の早期発見や児童虐待予防等に取り組む。【健康部】

【平成23年度】

・南部地域における総合病院の整備については、平成25年度中の開院に向け、引き続き関係機関と緊密に連携しながら事業を進める。【健康部】
・総合病院と地域の医療機関との連携に関する体制づくりについて、具体的な検討を進める。【健康部】
・母子保健施策については、関係機関との連携を緊密にし、疾病の早期発見や児童虐待予防等に取り組む。【健康部】

これまでの取り組み状況		
南部地域における総合病院の整備		
取 り 組 み	平成23年6月以降、本格工事に着工し、平成26年3月開院に向け順調に進捗している。 (仮称)昭和大学新豊洲病院整備運営協議会については、22年8月の第1回以降、これまで5度開催し、病院運営や地域医療連携などを含め、よりよい新病院とするため、引き続き協議を続けていく。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
母子保健施策について		
取 り 組 み	育児不安の軽減、児童虐待予防の観点から、新生児・産婦訪問指導員との定期的な合同研究会や子育て支援課との実務者会議を実施している。 また、各保健相談所で専門家を交えた、地区母子連絡会を実施している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取 り 組 み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】